

三島町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月
三 島 町

目次

はじめに	1
第1部 計画策定の趣旨・位置付け.....	2
第1章 計画策定の趣旨.....	2
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	2
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画.....	3
第2章 計画の位置付け.....	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方.....	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的.....	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	6
第3節 対策の時期区分.....	6
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	8
第5節 対策推進のための役割分担.....	9
第6節 本町行動計画の実効性を確保するための取組等.....	15
第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点.....	16
第1節 行動計画における対策項目.....	16
第2節 横断的な視点.....	16
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	18
第1章 実施体制	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第3節 対応期	19
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	22
第3節 対応期	23
第3章 まん延防止	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	25
第3節 対応期	25
第4章 ワクチン	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	29
第3節 対応期	29

第5章 医療	31
第1節 準備期	31
第2節 初動期	31
第3節 対応期	32
第6章 保健	33
第1節 準備期	33
第2節 初動期	33
第3節 対応期	34
第7章 物資	35
第1節 準備期	35
第2節 初動期	35
第3節 対応期	36
第8章 町民の生活・地域経済の安定の確保.....	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	38
第3節 対応期	39
用語集	42

はじめに

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等¹以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を全面改定し、県においても、令和7年3月に「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を改定した。

これら国や県の改定を踏まえ、本町においても三島町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「本町行動計画」という。）を改定し、次なる感染症危機への備えを万全なものとしていく。

¹ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

第1部 計画策定の趣旨・位置付け

第1章 計画策定の趣旨

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生している。

とりわけ新型コロナは、令和元年（2019年）12月末に中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生した後、世界中に感染が拡大し、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こした。

感染症危機は新型コロナで終わるものではなく、新型インフルエンザ等の新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、人獣共通感染症について、ヒト、動物及び環境の分野横断的な課題解決に取り組むワンヘルス・アプローチや、既知の感染症であっても特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）への対策等の推進も重要な観点である。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、本町の危機管理としても重大な問題である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

(1) 政府行動計画の作成・改定

国は、平成17年(2005年)に「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、平成21年(2009年)の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等を踏まえ、平成24年(2012年)4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)が制定されたことに伴い、平成25年(2013年)年6月、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す政府行動計画を作成した。

令和元年(2019年)12月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和6年(2024年)7月、政府行動計画を全面改定した。

(2) 県行動計画の作成・改定

福島県では、平成17年12月に「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。その後、平成25年4月施行の措置法第7条に基づき、平成25年12月に新たに県行動計画を策定し、新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画の改定に伴い、令和7年(2025年)3月、全面改定した。

(3) 本町行動計画の作成・改定

本町においても、国・県の計画策定の動きを踏まえ、平成27年(2015年)3月に、特措法に基づき本町行動計画を作成した。

新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画・県行動計画の改定に伴い、今回、本町行動計画を見直し、次なる感染症危機に備えるものである。

第2章 計画の位置付け

本町行動計画は、特措法第8条に基づき、政府行動計画の内容を踏まえて、町内の新型インフルエンザ等対策の実施に関して定めるものである。

(1) 本町行動計画で定める事項

- ① 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ② 新型インフルエンザ等に関する情報の提供
- ③ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ④ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する国、県、他の都道府県及びその他の関係機関等との連携に関する事項

(2) 本町行動計画の推進体制及び進捗管理・見直し

本町行動計画の推進については、政府行動計画の改定の動き（おおむね6年ごとに改定の検討を行う方針）を踏まえ、必要な対策や計画の見直しについて検討し、本町における新型インフルエンザ等対策の推進を図る。

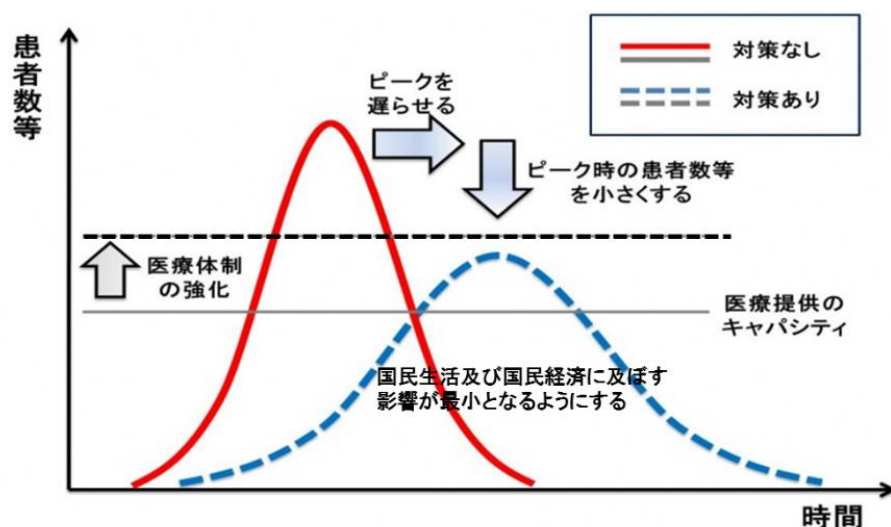
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期は、正確に予知することが困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、地域経済や社会機能にも大きな影響を与えかねない。このため、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の受容力（キャパシティ）を超えてしまうということが想定できる。これを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町民の生活の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国や県との連携はもとより、医療機関や事業者と十分に連携・協力を図りながら、「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」及び「町民の生活及び社会機能に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

<対策の概念図>



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 迅速かつ的確な情報の提供

国内外での発生状況や感染防止の方法、発症した場合あるいは新型インフルエンザが疑わしい症状のある場合等の医療機関への問い合わせや受診方法について、分かりやすい方法で情報を伝え、注意を喚起する。

(2) 関係機関との連携強化

保育所、学校、事業所をはじめとして、集会や各種イベント等も含めて感染拡大の場所や機会が存在する。このため、うがい・手洗いの励行、マスク着用、咳エチケット等の感染拡大防止のための個人の行動に加えて、保育所、学校、事業所での取り組みも重要である。また、医療機関相互あるいは医療機関や県との密接な連携を進めることも重要である。

(3) 基礎疾患を有する者等の重症化が懸念される対象への支援体制の整備

基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児、高齢者等の重症化が懸念される人等、要配慮者への医療機関受診方法等の情報提供やワクチン接種による重症化の予防等の支援体制を整備する必要がある。特に一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等にあっては、「三島町地域防災計画」における「災害時要援護者対策」に基づき、必要な措置を取る。また、行政区における「自助」「互助」「共助」「公助」により、自主防災組織、民生委員、町行政等の支援を強化し、情報の共有に努め、支援に不足が生じないように留意する。

第3節 対策の時期区分

(1) 対策の時期区分

「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

【準備期】

- 新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）
 - ・ 町民に対する啓発や県・町・企業等による事業継続計画等の策定、対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。
 - ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成を行う。

【初動期】

- 国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期
 - ・ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切り替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

【対応期】

- 基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期
 - ・ 対応期の中でも以下のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずるものとする。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 国内・県内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、まずは封じ込めを念頭に対応する。
- ・ 不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 国内・県内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
- ・ 対策の検討に当たっては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、各対策項目の具体的な内容を定めるとともに、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。
- ・ 感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・ ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

新型インフルエンザ等発生に備え、特措法その他の法令、政府行動計画及び県行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校・興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、住民等の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ

等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられる。したがって、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

「三島町新型インフルエンザ等対策本部条例」(P66 参照)に基づき、三島町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という）を設置する。町対策本部は、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という）、及び福島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。町対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するうえで、特に必要と判断する場合は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに、所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、町及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、それに係る国際協力の推進に努める。

こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感

染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止のための対応など、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定や民間検査機関等との検査等措置協定の締結により、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制を確保するとともに、保健所や衛生研究所における対応体制について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、必要な感染症対策を実行する。

こうした取組を進めるに当たっては、保健所設置市や感染症指定医療機関等で構成される連携協議会等を通じ、取組状況の進捗確認を行うとともに、感染症予防計画や医療計画、県行動計画の見直しについて協議を行う。

(3) 町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練やN95マスク等の個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定を進めるとともに、連携協議会等の活用により、関係機関との連携を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療

人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

(8) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

(9) 各課等の主な役割等

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために各課等が連携をとりながら、三島町地域防災計画に準じた全庁的な取り組みを行う。

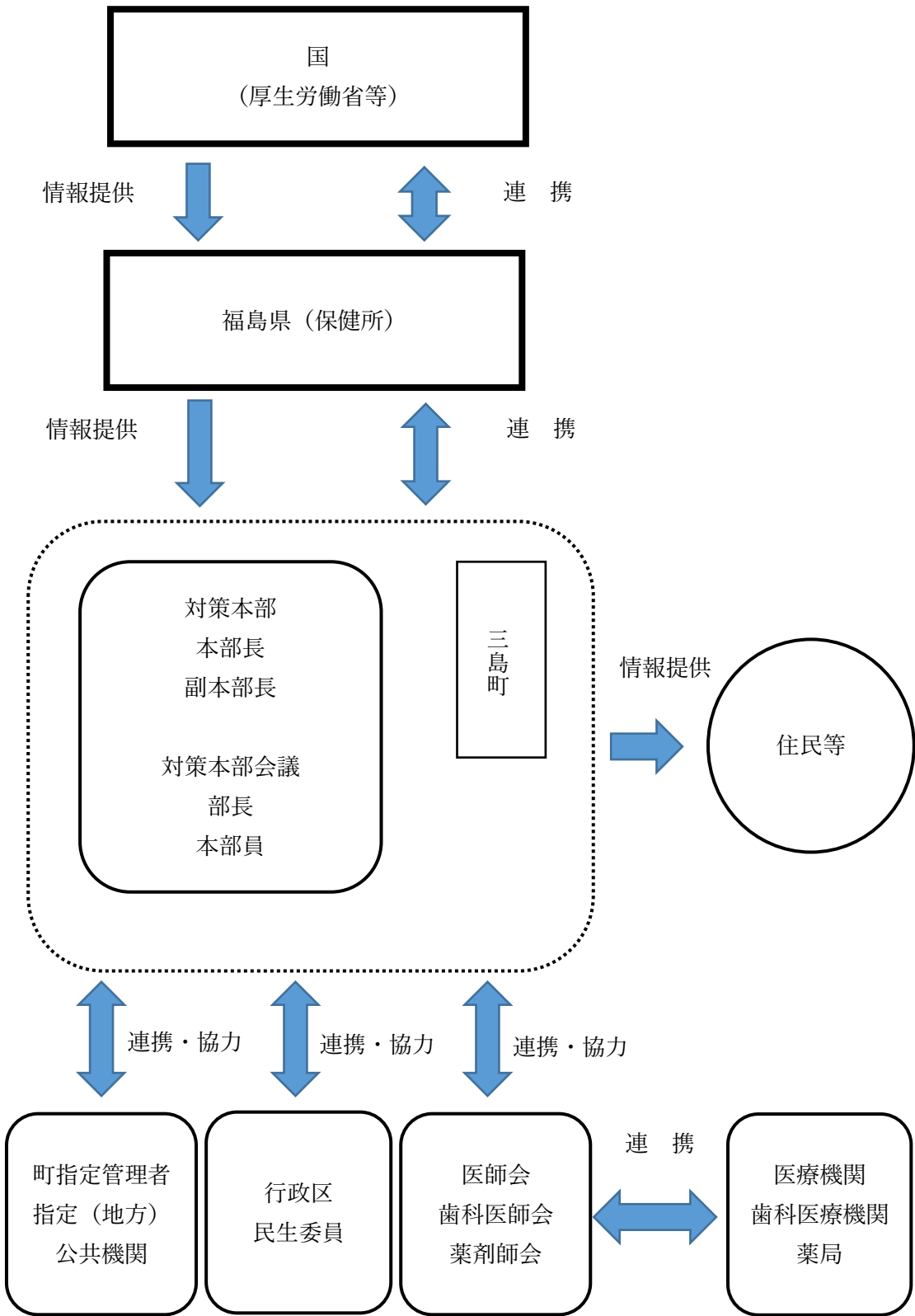
各課等に共通する役割及び各課等の主な役割については以下のとおりとする。

各課等に共通する役割	
1.	町対策本部から所管する事務として命じられる事務の実施に関すること。
2.	所属する町施設等に関する感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要請等に関すること。
3.	県内発生・感染拡大期等における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること。
4.	県内発生・感染拡大期等における町の業務の維持継続に関すること。
5.	関係機関との連携・調整に関すること。
6.	新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること。
7.	各課等間の応援（職員・車両等）に関すること。
8.	その他町対策本部長の指示する事項に関すること。

課等の名称	各課等の主な役割
総 務 課	県対策本部等の関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 町対策本部の設置及び運営に関すること。 緊急事態宣言の伝達及び住民の外出自粛要請に関すること。 新型インフルエンザ等流行時における患者の搬送体制の確認、実施準備に関すること。 各課等間の総合調整及び統制に関すること。 諸団体（自主防災組織、住民団体、行政区）への協力要請に関すること。 新型インフルエンザ等に関する国内外の情報収集に関すること。 職員の健康管理及び感染対策に関すること。 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること。 職員の勤務体制に関すること。
町 民 課	外国籍住民への対応に関すること。 遺体の安置所の監視・運営に関すること。 埋火葬の許可に関すること。 緊急事態発生の通報及び受理及び伝達に関すること。 保健所との連携に関すること。 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。 新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染対策、医

	療機関受診方法等の普及啓発に関すること。 新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関すること。 食料品及び生活必需品の安定供給に関すること。 介護保険施設等及び福祉施設での感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。 介護保険施設等及び福祉施設でのインフルエンザ等の発生を把握すること。 感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の調達に関すること。 特定接種、住民接種に関すること。 要配慮者等の支援に関すること。 福祉サービスの継続利用に関すること。 遺体の安置所の開設、及び遺体の検死、処置、埋火葬に関すること。 廃棄物（ごみ・し尿）の収集、運搬に関すること。 資源の使用抑制、ごみの排出規制に関すること。
地域政策課	関連情報の広報に関すること。 関連情報の発表に関わる総合調整に関すること。
産業建設課	事業所（者）への情報提供及び連絡・調整に関すること。 企業活動の縮小要請に関すること。 電気、ガス、水道等のライフライン事業者に業務継続を要請すること。
教育委員会	保育所、小中学校における感染対策に関する啓発及び情報提供、感染対策に関すること。 保育所、小中学校でのインフルエンザ等の集団的発生の把握に関すること。 保育所、小中学校の臨時休所、休校に関すること。
議会事務局	議会対策に関すること。
農業委員会	産業建設課の役割との連携協力を図る。

＜関係機関との協力体制＞



第6節 本町行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) 行動計画

町における新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、本町行動計画の見直しを行う。

(2) 新型インフルエンザ等への備えに係る機運の醸成

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであることから、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナへの対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等に備える機運の醸成を図る。

第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点

第1節 行動計画における対策項目

政府行動計画・福島県行動計画を踏まえ、以下の8項目を本町行動計画の主な対策項目とする。

なお、各対策項目の基本理念と具体的な内容については、第3部の各章に記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・共有・リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 医療
- ⑥ 保健
- ⑦ 物資
- ⑧ 町民の生活及び社会経済の安定の確保

第2節 横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、国、県、町及び関係機関の連携が重要である。

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、国、県、町が適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行う。町は町民に最も近い行政単位として予防接種や町民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析、町民等に対する適切な情報提供・共有など、新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、国、県、町及び関係機関の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。また、国と県・町が平時から意見交換を行い、対策の現場を担う県・町の意見を新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に適切に反映させるとともに、国と県・町等が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では県や市町村の境界を越えた人

の移動や感染の広がり等があることから、市町村間の連携、都道府県との連携など、広域的な連携についても想定し、平時から連携体制やネットワークの構築に取り組むことが求められる。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

感染症危機は、町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、町においても、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、医療機関、その他関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら実効的な対策を講じていくことが重要である。

町は県及び他の市町村等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議等の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報を収集し、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

1-1 行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた本町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

また、行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²。

- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 政府行動計画、県行動計画及び本町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

1-2 国、県及び関係機関との連携の強化

新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、対応期 3-1-1 に記載している代行や応援の具体的な運用方法の調整、確認等を実施し、県や他の市町村、指定（地方）公共機関と連携の構築と強化を図る。

² 特措法第7条第3項及び第9項並びに第8条第7項及び第8項

第2節 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

国及び県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「政府対策本部」、「県対策本部」を設置した場合には、速やかに「町対策本部」の設置準備を進める。必要に応じて、準備期における対策に基づき、必要な人員体制の強化が可能となるよう対応を進める。国が病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、機動的かつ効果的な対策や支援を速やかに実施するため、国による財政支援³に関する情報を収集し、予算の確保に取り組むとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁴ことを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1 基本となる実施体制の在り方

町は、政府対策本部又は県対策本部が設置された場合、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁵を要請する。
- ② その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める⁶。

3-1-2 対策の実施体制

県内で初めて患者が発生した場合は、直ちに、感染拡大をできるだけ抑制

³ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁴ 特措法第70条の2第1項

⁵ 特措法第26条の2第1項

⁶ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

するための施策を関係機関と協議して、当面実施する具体的な対策を決定する。

緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町は特措法に基づかない任意の町対策本部を設置することができる。

3-1-3 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁷し、必要な対策を実施する。

3-2 まん延防止等重点措置

町内の患者状況を迅速に把握して、町内が感染期に入ったと判断した場合は、国及び県から示された基本的対処方針等を参考に必要な対策を決定する。

3-3 緊急事態宣言がなされた場合の対応

国の緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに町対策本部を設置し、感染の拡大などの緊急事態に備える。

3-4 町対策本部の廃止

国の緊急事態解除宣言がなされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

⁷ 特措法第70条の2第1項

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症対策を円滑に進めていくために大切なことは、関係者の理解や協力を得ることである。そのため、1方向からの情報提供だけでなく、情報の受け取り手の反応や関心を把握し、双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うことが重要である。町は、町民に最も近い行政単位であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、町民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び町民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。新型インフルエンザ等の発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを町民のほか、医療機関、事業者等に速やかに提供する。

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりする恐れがある。このため、表現の自由に十分配慮しつつ、科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、町民の感染症に対する意識の把握に努め、リスクコミュニケーションの在り方を整理することが重要であるといえる。適切な情報提供を通し、新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に正しく行動してもらう上で必要である。

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

保育所や学校、職場等については、集団感染が発生する等、感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、町民課や地域包括支援センター（以下「包括」という。）、教育委員会が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対しても分かりやすい情報提供・共有を心がける。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなり得ること等について啓発する。

また、教育委員会を中心に、児童生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組むとともに、保護者に対しても、科学的根拠に基づいて感染症に正しく向き合うよう啓発に努める。

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

SNS の普及等に伴い、情報の発信・拡散が容易となっていることから、一たび拡散された偽・誤情報への対処は困難であるといえる。町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう科学的知見等に基づく情報提供に取り組むとともに、町民等へ正しい情報の選択と冷静な判断を呼び掛けるなど、偽・誤情報に関する啓発に努める。

1-2 新型インフルエンザの発生時における情報提供・共有体制の整備

町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等が、新型インフルエンザ等の発生時に実施し得るまん延防止対策を含めた必要な情報に関し、情報提供・共有する媒体や方法について整理できるよう、県に協力する。

1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に、町民等からの一般相談に応じられるよう、必要に応じてコールセンターを設置する。
- ② 日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮など、県が進める相談対応に必要な体制整備に協力する。

第2節 初動期

2-1 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請に基づいて、国が作成する Q&A 等のホームページ掲載や、必要に応じてコールセンター等の町民からの一般的な問い合わせに対応できる専用の相談窓口等の設置を行う。また、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。

2-2 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 国が準備期にあらかじめ整理した情報提供・共有の在り方を踏まえて提供する情報に基づき、関係団体等と情報提供・共有を行う。
- ② 県が実施する高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴

覚等が不自由な方等への情報提供・共有について、協力する。

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、県や関係機関と連携し、適切に情報提供・共有する。

あわせて、国や県、NPO 等が設置する偏見・差別等に関する相談窓口の情報について町民等に周知するなど、県と連携し、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

2-4 医療提供体制の確保に関する周知

町は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民等に周知する。

第3節 対応期

3-1 基本的な対応方針

以下の項目については、初動期に引き続き、適切な対応をする。

- ・双方向のコミュニケーションの実施（2-1）
- ・迅速かつ一体的な情報提供、共有（2-2）
- ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応（2-3）

3-2 医療提供体制の確保に関する周知

町は、県と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について町民等に周知する。

3-3 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた国や JIHS 等によるリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、町は、県が、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行えるよう協力する。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得られ

るよう努める。

3-4 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の対応

相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する等の所要の措置について、県と協力して、町民等への周知を行う。

3-5 リスク評価に基づく情報収集・分析結果の情報提供・共有

まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する国の分析結果について、県が行う情報提供・共有に協力する。

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが地域経済活動に影響を与える面も存在する。これを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 国、県、町及び学校等は、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した時の対策として、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、咳エチケット、場面に応じたマスク着用を行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

- ② 新型インフルエンザ等発生時に実施する個人の対策のほか、学校・職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

第2節 初動期

2-1 まん延防止対策の準備

- ① 町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ② 県、町及び指定（地方）公共機関等は、国からの要請も踏まえ、町内における新型インフルエンザ等のまん延に備え、業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1 患者や濃厚接触者以外の住民に対する基本的な感染対策に係る要請等

県と連携し、町民等に対し、マスク着用、換気、咳エチケット、手洗い、

うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取り組みを勧奨し、必要に応じ、その徹底を求める。

また、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、町民等に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼び掛けるなど、より効果的な感染症対策の徹底を求める。

3-2 集会等の延期の検討

県の要請又は状況に応じて、不特定多数の町民等が参加する集会等の延期又は中止について検討する。

3-3 まん延防止対策物品等の備蓄

必要に応じて、まん延防止対策物品等（マスク、消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄を進める。

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、事前の計画を踏まえつつ、県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制を構築し、ワクチンの接種を行う。

第1節 準備期

1-1 ワクチンの供給体制

1-1-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

ワクチンの円滑な流通を可能とするため、連携の方法及び役割分担について県と協議し、流通に係る体制の構築・整備を図る。

1-1-2 ワクチンの分配に係る体制の整備

国がワクチンの分配に係るシステムを整備することを踏まえ、県が速やかに分配できる体制を構築できるよう協力する。

1-2 基準に該当する事業者の登録等（特定接種⁸の場合）

県及び町は、特定接種の対象となる事業者に対する登録作業に係る周知など、国による事業者登録の取組に協力する。

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

地域の医療機関における医師・看護師のマンパワー不足や、通常診療に加えて感染症対応を平行して実施することによる時間的資源の制約に対応するため、接種対象者を段階的に設定し、必要時には県に人的支援の要請を行

⁸ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

うことや、近隣町村と協同した接種体制の確保について検討する。

1-3-2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に対する特定接種の実施主体として、接種を円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

1-3-3 住民接種

町は、国等の協力・支援を得ながら、町民に対し、速やかにワクチンを接種できるよう、両沼郡医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討し、平時から接種体制の構築を図るなど、必要な準備を進める。また、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

1-4 接種方法の検討

医療の体制や地域の実情から、集団接種が困難である場合や、個別接種が適当である場合には、既存医療機関や巡回型接種等を組み合わせた接種方法による実施について検討し、接種方法に合わせて速やかに接種体制を構築できるよう、町と医療機関で本町行動計画の共有を行うとともに平時からの連携の推進を図る。

1-5 情報提供

町は、医療機関や教育機関等と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方など、国が提供する情報をもとに町民等にわかりやすい情報発信を行い、予防接種やワクチンへの理解促進を図る。

1-6 DXの推進

スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化など、国が進めるDXを活用し、新型インフルエンザ等の発生により予防接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理を行えるよう、必要な準備を進める。

第2節 初動期

2-1 接種体制

2-1-1 予防接種に係る情報収集、提供・共有

- ① 町は、県と連携し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等について積極的に情報を収集し、国及び県との情報共有を早期に行うよう努める。
- ② 町は、国や県と連携し、予防接種の開始に向け、副反応を含めた接種に関する相談対応体制の整備や、相談窓口の周知に努める。

2-1-2 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
また、国が大規模接種会場の設置や職域接種等の実施が必要と認める場合は、県と連携して必要な準備を行う。

第3節 対応期

3-1 接種体制

- ① 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 予防接種を推進するため必要があるときは、県や両沼郡医師会等と連携して、接種に携わる医療従事者を確保する。
- ③ 新型インフルエンザ等の流行株が変異したことに伴い追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、県や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。

3-1-1 町職員に対する特定接種

町は、国が特定接種を実施することを決定した場合に、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員を対象に、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-1-2 住民接種

3-1-2-1 予防接種体制の構築

国が決定した住民接種の接種順位に基づき、町民等が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、国や県と連携して、接種体制の準備を行う。

3-1-2-2 接種開始及び接種体制の拡充

予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討するほか、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険担当、包括等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-1-2-3 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-2 健康被害に対する速やかな救済

予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者への救済制度について、町民等への周知を行うとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。

3-3 情報提供・共有

予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンの理解を深めるために国が提供・共有する情報について、町民への周知・共有を行う。

第5章 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測される。しかし、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供することが重要である。

また、当地域においては、現在、独居高齢者や高齢夫婦のみの世帯が多く、今後更なる増加が見込まれていることから、新型インフルエンザ等と診断され、自宅療養が可能と判断された町民に対する支援の重要性が高いといえる。自宅への移送手段の確保や、療養期間中の安否確認、生活物資や医療関連物資の配送等を円滑に実施できるよう、準備期から支援体制について検討する必要がある。

第1節 準備期

1-1 基本的な医療提供体制の構築と役割分担

適切な医療提供体制の構築のため、次のように役割を分担し、関係者間で共有することで、町民にとって必要な支援が十分に供給されるよう努める。

- ① 医学的判断と健康状態の把握：医療機関により行う。
- ② 移送や物資配送：町を中心に、包括や民生委員と協力して行う。
- ③ 安否確認：包括を中心に、町や民生委員と協力して行う。

1-2 発熱外来の設置の把握

発熱外来については、県が医療措置協定を締結していることから、県と連携し最新の情報を把握する。

1-3 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

感染症危機における高齢者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

第2節 初動期

2-1 支援対象者と優先順位の確認

町・包括・医療機関で情報を共有し、支援が必要な町民の確認と具体的な支援内容について検討する。支援対象者については優先順位付けを行い、優先度の高い方から介入していくことで、人員不足時も支援が途切れないよう体制を構築する。

2-2 医療提供体制の確保に関する周知

町は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民等に周知する。

第3節 対応期

3-1 状況に応じた医療提供体制の構築

町は、国・県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

3-2 在宅で療養する患者への支援

電話や ICT 等を活用した安否確認を基本とし、訪問対応は必要最小限とする。また、町は、包括や民生委員と協力し、在宅で療養する患者への支援（見回り、安否確認、自宅や医療機関への移送、生活物資や医療関連物資の配送等）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

3-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の対応

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期に、県からの指示により医療機関の受診の仕組みが変化した場合（相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する等）は、防災無線や広報等を通じて情報を町民に周知する。

第6章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。

町は、県の依頼に応じ、健康観察や生活支援に協力し、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

第1節 準備期

1-1 人材の確保

新型インフルエンザ等の発生時において、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保するための応援職員の派遣協力について、平時より県と協議を進める。

1-2 研修・訓練等を通じた連携体制の構築

速やかに感染症有事体制に移行するため、県主催の研修・訓練に参加することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。

1-3 生活支援の準備

有事の際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合において実施する陽性者への食事の提供等⁹について、町は県と連携し、感染症危機に備えた体制の整備を進める。

1-4 健康観察の準備

県が進める健康観察や生活支援の実施体制整備に協力する。

第2節 初動期

2-1 有事体制への移行準備

感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保に取り組むほか、県からの応援の要請があった場合は、町の体制を崩さずに速やかに要請の受け入れができるよう準備を進める。

⁹ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

2-2 町民等への情報提供・共有の開始

国が設置した情報提供・共有のためのホームページや町民等向けの一般相談に対応するコールセンター等について、町民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

第3節 対応期

3-1 有事体制における情報共有

新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する¹⁰。

3-2 健康観察及び生活支援

- ① 県が実施する健康観察や生活支援に協力する。
- ② 県や保健所設置市が実施する、食事の提供等の患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に当たり共有される、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等に基づいて協力する。

3-3 感染状況に応じた取り組み

自宅療養の実施に当たっては、3-2②に記載している食事の提供等のほか、準備期に県が整備した自宅療養者に対する医療提供体制に基づき、県と協力しながら実施する。

¹⁰ 感染症法第16条第2項及び第3項

第7章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療や検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

第1節 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄等¹¹

- ① 国、県、及び町は、政府行動計画、県行動計画、本町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄する¹²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹³。

- ② 消防機関は、国及び都道府県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

1-2 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を定期的に確認する

第2節 初動期

2-1 円滑な供給に向けた準備

新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、町民に対して円滑に供給できるよう体制を整備する。

¹¹ ワクチン、治療薬及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

¹² 特措法第10条

¹³ 特措法第11条

2-2 供給対象者の選定

関係機関と連携し、物資が必要な対象者の選定や優先順位の決定を行い、供給開始時に適切な対応ができるよう準備する。

第3節 対応期

3-1 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める¹⁴。

3-2 物資の供給

町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に定めた対象者と優先順位に基づいて、物資の供給を行う。その際、町民の健康観察を行い、不安や需要についても傾聴するよう心掛け、結果を庁内で共有し対策の検討を行う。

¹⁴ 特措法第51条

第8章 町民の生活・地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、国や県と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民の生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第1節 準備期

1-1 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 生活支援を要する者への支援等の準備

- ① 国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者を把握するとともに、要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して検討し、その具体的手続を決めておく。
- ② 町は、町民に最も近い行政単位であり、地域住民を支援する責務を有することから、町民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。

1-3 支援の実施に係る仕組みの整備

国、県及び町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-4 火葬能力等の把握

1-4-1 火葬等の円滑実施のための体制整備

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）において、埋火葬の

許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられている。このことから、町域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

1-4-2 臨時遺体安置所に関する調査への協力

火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。

1-5 物資及び資材の備蓄

- ① 本町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な医薬品、医療機器、個人防護具その他の物資及び資材を備蓄する¹⁵。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁶。
- ② 事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

第2節 初動期

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

県が、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請した場合には、周知に協力する。

2-2 遺体の火葬・安置

国の要請に基づく県の要請に応じ、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備

¹⁵ 特措法第 10 条

¹⁶ 特措法第 11 条

を行う。

第3節 対応期

3-1 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 物資の供給

食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、町民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

3-1-2 心身への影響に関する施策

国、県及び町は、新型インフルエンザ等の発生・まん延及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-3 生活支援を要する者への支援

国からの要請を踏まえ、高齢者、障がい者等の要配慮者等に応じ生活支援（見守り、介護、訪問看護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

国、県及び町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限¹⁷やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-5 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請・協力依頼を行う。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの

¹⁷ 特措法第45条第2項

相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、本町行動計画で定める対策のほか、町民生活及び地域経済の安定のために適切な措置を講ずる。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措法（昭和48年法律第121号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる¹⁸。

3-1-6 埋葬・火葬の特例等

- ① 国からの要請に基づく県の要請に応じ、火葬場の経営者に対し、円滑な火葬が実施できるよう可能な限りでの火葬炉の稼働を依頼する。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ② 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、国からの要請に基づく県からの要請に応じ、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、当町以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた¹⁹場合には、当該特例に基づき対応する。

3-2 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請することについて、県に協力する。

3-2-2 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民の生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置や相談窓口の設置、その他の必要な措置について、公平性

¹⁸ 特措法第59条

¹⁹ 特措法第56条

にも留意し、効果的に講ずる²⁰とともに、関係者への周知を行う。

3-2-3 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者（町）は、新型インフルエンザ等緊急事態において、本町行動計画に基づき、水の安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。²¹

²⁰ 特措法第63条の2第1項

²¹ 特措法第52条2項

用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
インフルエンザウイルス	インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。 人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2 つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）
感染症インテリジェンス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	本県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認めら

	れる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急承認	薬機法第 14 条の 2 の 2 第 1 項等に規定する医薬品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品（以下この項において「医薬品等」という。）の承認制度。国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病がまん延している状況等において、当該疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するために緊急に使用されることが必要な医薬品等であり、かつ、当該医薬品等の使用以外に適当な方法がない場合であって、当該疾病に対する効能又は効果を有すると推定される

	医薬品等を承認するもの。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく感染症予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。 なお、感染症法に基づく医療措置協定において、N95 マスク、サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の 5 物資の備蓄を推奨している。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフル	感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する

エンザ	能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的大流行かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。 毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
新型インフルエンザ（A／H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009	2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A／H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。
新感染症	新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするためにを行う調査。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地域保健対策	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健

の推進に関する基本的な指針	対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
致命率	流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。
DMAT	DMAT (Disaster Medical Assistance Team の略) は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
DPAT	DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team の略) は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パンデミック	感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミ

	ックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
モダリティ	生ワクチン、弱毒ワクチン、不活化ワクチン、組換えタンパクワクチン、mRNA ワクチンといったワクチンの製造手法のこと。
感染症予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リードタイム	生産・流通・開発等の現場で、工程に着手してから全ての工程が完成するまでの所要期間。実際の作業の期間だけでなく、発注から納品までの全期間を指す。作業を始めるまでの期間、待

	ち時間、検査・運搬等のための期間等も含む。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
流行初期医療確保措置	感染症法第 36 条の 9 第 1 項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。
ワクチン開発・生産体制強化戦略	新型コロナウイルスによるパンデミックを契機に、我が国においてワクチン開発を滞らせた要因を明らかにし、解決に向けて国を挙げて取り組むため、政府が一体となって必要な体制を再構築し、長期継続的に取り組む国家戦略として 2021 年 6 月 1 日に閣議決定されたもの。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
PHEIC	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern の略）。具体的には、国際保健規則（IHR）において以下のとおり規定する異常事態をいう。 （１）疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 （２）潜在的に国際的対策の調整が必要な事態

○新型インフルエンザ等対策に係る関係法令（抜粋）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

（2） 新型インフルエンザ等対策 第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

（3） 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

（4） 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

ア 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関

イ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関

ウ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関

エ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関

（5） 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

（6） 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会 42 その他の公共的機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）又は医療機器（同条第4項に規定する医療機器をい

う。以下同じ。)の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

(7) 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第3条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(事業者及び国民の責務)

第4条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第28条第1項第1号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

(市町村行動計画)

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

(2) 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

ア 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

イ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ウ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

(4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(物資及び資材の備蓄等)

第10条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公

共機関及び指定地方公共機関（第 12 条及び第 51 条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（訓練）

第 12 条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 指定行政機関の長等は、第 1 項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

（知識の普及等）

第 13 条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

（基本的対処方針）

第 18 条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- (2) 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前 2 項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

(都道府県対策本部長の権限)

第24条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第33条第2項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

5 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

6 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(特定接種)

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

(1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第3項及び第446項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第31条において「特定接種」という。）及び同項第1号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

4 厚生労働大臣は、特定接種及び第1項第1号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第12条第2項、第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第7条及び第8条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第15条第1項、第18条及び第19条第1項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「国」とする。

6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第15条第1項、第18条及び第19条第1項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」とする。

と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。

7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

（医療等の実施の要請等）

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

3 医療関係者が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前3項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第2項又は第3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新

型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

（1） 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

（2） 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2 前項第1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

4 前項の規定により延長する期間は、1年を超えてはならない。

5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。

6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（感染を防止するための協力要請等）

第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等

のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（住民に対する予防接種）

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

3 第1項の規定により基本的対処方針において予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第2項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

4 前項に規定する場合においては、予防接種法第26条及び第27条の規定は、適用しない。

5 市町村長は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力

を拒んではならない。

6 第31条第2項から第5項までの規定は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第31条第2項から第4項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(医療等の確保)

第47条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者（薬事法第12条第1項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第13条第1項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。）若しくは医薬品等販売業者（同法第24条第1項の医薬品の販売業又は同法第39条第1項の高度管理医療機器等（同項に規定する高度管理医療機器等をいう。）の販売業の許可を受けた者をいう。第54条第2項において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設等)

第48条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第4項において「医療施設」という。）であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。

2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

3 消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項及び第2項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第85条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは

「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第 7 7 条第 1 項中「非常災害があった」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条第 1 項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第 2 号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。

5 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 4 章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第 7 条第 1 項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第 2 項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間（6 月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。

7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

（土地等の使用）

第 4 9 条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第 7 2 条第 1 項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

（緊急物資の運送等）

第 5 4 条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態

措置の実施に必要な物資及び資材（第3項において「緊急物資」という。）の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

（物資の売渡しの要請等）

第55条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前3項の規定による措置を行うことができる。

（生活関連物資等の価格の安定等）

第59条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがある

るときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年4月12日政令第122号）

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第11条 法第45条第2項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第3号から第13号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限る。

（1） 学校（第3号に掲げるものを除く。）

（2） 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

（3） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程を除く。）、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設

（4） 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

（5） 集会場又は公会堂展示場

（6） 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）

（7） ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

（8） 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

（9） 博物館、美術館又は図書館

（10） キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

（11） 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

（12） 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

（13） 第3号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 厚生労働大臣は、前項第14号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）

(臨時に行う予防接種)

第6条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

○三島町地域防災計画（計画編）（抜粋）

第7節 災害時要援護者対策

（町民課）

災害発生時において、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等において、配慮が必要があるとともに、災害発生後、速やかな災害時要援護者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

1 要援護者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、以下の点に留意しながら、要援護者対策を実施する。

（1）在宅保健福祉サービス利用者、独り暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された要援護者の迅速な発見に努める。

（2）要援護者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。

ア 避難所へ移動すること。

イ 社会福祉施設への緊急入所を行うこと。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。

（3）要援護者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要援護者の把握調査を開始すること。

2 社会福祉施設等に係る対策

（1）被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

（2）被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。

（3）町は、以下に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者等に要請すること。

イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。

ウ ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

3 障がい者及び高齢者に係る対策

町は、避難所や在宅における一般の要援護者対策に加え、障がい者及び高齢者に係る対策を実施し直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民、自主防災組織の協力を得て、障がい者及び高齢者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

4 児童に係る対策

(1) 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされるような措置を講ずること。

イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。

ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。

エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所ににおける遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

(2) 児童のメンタルヘルスケアの確保

被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施する。

(3) 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、遺児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況等についての確かな情報提供を行う。

5 外国人に係る対策

(1) 外国人の避難誘導・安否確認

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。また、職員や語学ボランティア等による調査班を編成し、外国人登録原票等に基づき外国人の安否確認に努める。

(2) 外国人への情報提供・相談窓口の開設

外国人への的確な情報伝達のため、テレビ等を活用して、外国人による情報提供に努める。

また、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

○三島町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月6日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、三島町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

